

～生活保護のしおり～

わたしたちの一生の間には、病気やけがなどいろいろな事情で生活に困ってしまうことがあります。生活保護制度とは、そのような生活に困っている方に、国が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分の力で生活できるように援助する制度です。（日本国憲法第25条に基づく生活保護法により実施されるものであり、生存権として保障されている制度です。）

このしおりには、生活保護を受けている間に注意すべきことが書いてあります。よく読んでわからないことがありましたら担当ケースワーカーに尋ねてください。

また、必要なときにいつでも見ることができるよう大切に保管しておいてください。

む こう し ふく し じ む しよ
向 日 市 福 祉 事 務 所



む こう し
向 日 市

古都のむこう 魅力のふるさと

せいかつ ほご ふじょ しゅるい 生活保護の扶助の種類

○生活保護は、その内容によって次の8種類の扶助に分けられています。

① 生活扶助

きるもの・食べるもの、電気・ガス・水道料などの日常生活費を支給します。



② 住宅扶助

家賃・地代や住宅の補修などの費用を支給します。



③ 教育扶助

学用品、教材費、給食費など義務教育のための費用を支給します。



④ 医療扶助

病気やけがのため病院・薬局にかかる費用は保険診療範囲内であれば、原則自己負担は発生しません。また、めがね、装具などの治療材料費を支給します。



⑤ 介護扶助

介護認定を受けている方が介護サービスを受ける際の自己負担は原則発生しません。



⑥ 出産扶助

出産にかかる費用を支給します。



⑦ 生業扶助

仕事に就くための技能の習得、資格の取得のための費用、また高等学校等就学の費用などを支給します。



⑧ 葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などを支給します。



ほご ようひ き かた 保護の要否の決め方

- 生活保護は、世帯を1つの単位として決められます。
 - 生計をともにしている方々は、原則同一世帯とします。
 - 国が定めた基準によりその世帯が一月の間に必要な最低生活費とその世帯の収入を比べ、収入が少ない場合に保護が適用されます。

◇保護が受けられる場合（収入が最低生活費を下回るとき）

さいていせいかつひ
最低生活費

しゅう 収	にゅう 入	ほごひ 保護費
----------	----------	------------

ふさい しゅうにゅう こうじょ
(負債は収入から控除しない)

◇保護が受けられない場合（収入が最低生活費を上回るとき）







さいていせいかつひ
最低生活費

しゅう 収	にゅう 入
----------	----------

つぎ ほしょう
※次のことが保障されます。

- 正当な理由がなければ、保護費の減額や、保護を受けられなくなることはありません。
- 保護費に、税金をかけられることはありません。
- すでに受けた保護費または保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

たほう たせさく かつよう
他法・他施策の活用について

<p>こようほけん 雇用保険</p> 	<p>しつぎょう つぎ しごと つ ひつよう 失業したときに次の仕事に就くまでに必要な きゅうふ しょとくほしょう さいしゅうしょくしえん う 給付（所得保障や再就職支援）を受けられる しゃかいほけん ろうどうほけん とう 社会保険（労働保険）等</p>
<p>けんこうほけん 健康保険</p> 	<p>ぎょうむがい びょうき きゅうぎよう 業務外で病気やけがをしたときや、休業、 しゅっさん しぼう じたい そな こうてき いりよう 出産、死亡といった事態に備える公的な医療 ほけんせいどう 保険制度等</p>
<p>かくしゅねんきん 各種年金</p> 	<p>こくみんねんきん こうせいねんきん しょうがいねんきん きぎょうねんきん かくしゅ 国民年金、厚生年金、障害年金、企業年金、各種 ねんきんせいかつしゃしえんきゅうふきんとう 年金生活者支援給付金等</p>
<p>じどうてあて 児童手当</p> 	<p>ちゅうがっこうそつぎょう じどう よういく かた 中学校卒業までの児童を養育している方への てあて きほんてき じょうけん じどう げつがく 手当。基本的な条件では、児童1人あたり月額 まんえん さいみまん まん せんえん しきゅう 1万円（3歳未満1万5千円）支給</p>
<p>じどうふようてあて 児童扶養手当</p> 	<p>りこん しべつとう じじょう じどう よういく 離婚や死別等の事情によって児童を養育するひ とり おやとう たい しきゅう てあて おや しょとく と親等に対して支給される手当。親の所得が げんどがく したまわ ばあい しょとく こ にんすう おう 限度額を下回る場合、所得や子の人数に応じて げつがく やく まんえん まんえんしきゅう 月額で約1万円から5万円支給</p>
<p>とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当</p> 	<p>とくべつじどうふようてあてとう しきゅう かん ほうりつ 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に ちと さいみまん しょう じどう よういく 基づき20歳未満の障がいのある児童を養育す る ふう ぼまた よういくしゃ たい しきゅう る父母又は養育者に対して支給</p>
<p>こうれいしゃふくし 高齢者福祉・ しんたいしょうがいしゃふくしとう 身体障害者福祉等の てあてきん きゅうふきん 手当金、給付金</p>	<p>とくべつしょうがいしゃてあてとう た てあてきん きゅうふきん 特別障害者手当等その他の手当金、給付金</p>

かていほうもん おう ばあい
○家庭訪問に**応じない**場合

ほご かいし へんこう しんせい きゃっか ほご へんこう ていし
保護の開始もしくは変更の申請を却下し、または保護の変更、停止もしくは
はいし
は廃止することがあります。

まも

守っていただくこと

- 保護を受ける権利は、他人に譲り渡すことはできません。
- 働くことができる方は、その能力に**応じて**働いてください。
- 病気の方は、一日も早く治るように医師の指示に従ってください。
- 親子、兄弟姉妹などの親戚には、できる限りの援助をお願いしてください（扶養義務のある方には、原則として扶養の照会を行います。）。
- 毎月の生活では、計画的な支出を心掛けてください（家賃や給食費は必ず納めてください。また、借金はしないでください。借金をした場合は、収入とみなされます。）

とどけて

届出いただくこと

せいかつじょうきょう せたいじょうきょう へんか かなら とどけて
生活状況や世帯状況に**変化があったときは必ず届出をしてください。**
たと
例えば以下のような場合です。

※世帯状況に**変化があったときの例**

- 収入を受け取ったとき。
- 家族に**変化があったとき**（結婚、出生、死亡、転入転出、入退学、休学、卒業、入退院、事故など）。
- 住所、家賃、地代などが**変わるとき**（転居などについては必ず事前に相談してください。）。
- 就職や離職をしたとき。
- 健康保険の資格を取得または喪失したとき。
- 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき。
- 帰省などで家を長期間留守にするとき。

収入とは・・・就労収入（給与・賞与・未成年者のアルバイト代）、年金、手当、保険金、資産の売却、相続、恩給、援助、仕送り、借金、キャンセルなどのあらゆる手段で得たお金を示します。

正しく申告すれば、以下のような控除や収入として認定しない取り扱いを受けることができます。

■ 就労収入に対する控除

・基礎控除

就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

・20歳未満控除

20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

・その他の必要経費

社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

生活保護法第61条に基づく収入の申告について

世帯主だけでなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入についても福祉事務所に申告する義務があります。また、高校生などの未成年者が就労（アルバイトも含む）で得た収入についても申告する義務があります。

ほごひ へんかん もと 保護費の返還を求めるとき

しゅうろうしゅうにゅう た しゅうにゅう かつよう しきん しょぶん しゅうにゅう え
就労収入、その他の収入、活用できる資産を処分し収入を得たとき
には、すでに支払われた保護費の返還が必要となります。

ほごひ ちょうしゅう 保護費を徴収するとき

ふじつ しんせい しんこく たふせい しゅだん ほご う ばあい ふせいじゅきゅう
不実の申請や申告その他不正な手段により保護を受けた場合（不正受給）
は、その間に支払われた保護費（医療費・介護費も含みます。）を徴収し
ます。

ばあい によつては ふせいじゅきゅう たい けいさつ こくそ こくはつ
※場合によっては不正受給に対して、警察に告訴・告発をすることがあり
ます。

れい しゅうろうしゅうにゅう え とどけで
例) 就労収入を得ていたが、届出がなかったとき

ただ とどけで う こうじょ き そこうじょ みせいねんしゅ
正しく届出をしていれば、受けられたはずの控除（基礎控除・未成年者
控除など）が受けられなくなり、その分も含めて福祉事務所に返還しなければなりません。

せいかつほご かん
～生活保護に関するQ&A～

Q1 病院に行く場合に、ほかに守るべきことは？

A1 1つの病名につき、複数の医療機関を受診することは認められません。
また、できるだけ近隣の病院を受診すること。

Q2 家庭訪問において、居住実態が把握できない場合は？

A2 訪問しても不在、電話をしてもつながらないことが一定期間続くなど、
居住実態の確認が取れず、保護の適正実施が困難であると判断した場合、
保護の変更、停止もしくは廃止することがあります。

Q3 高校生のアルバイト収入の取り扱いは？

A3 将来の目標のために充てる場合などには、生活保護費の計算上の
収入から除いて、アルバイト収入を貯めておくことができます。この
取り扱いは、どんな場合でも認められるものではなく、将来の計画を
福祉事務所に認めてもらい、アルバイト収入を生活費などとは別に、
きちんと貯金するなどの条件を満たす必要があります。

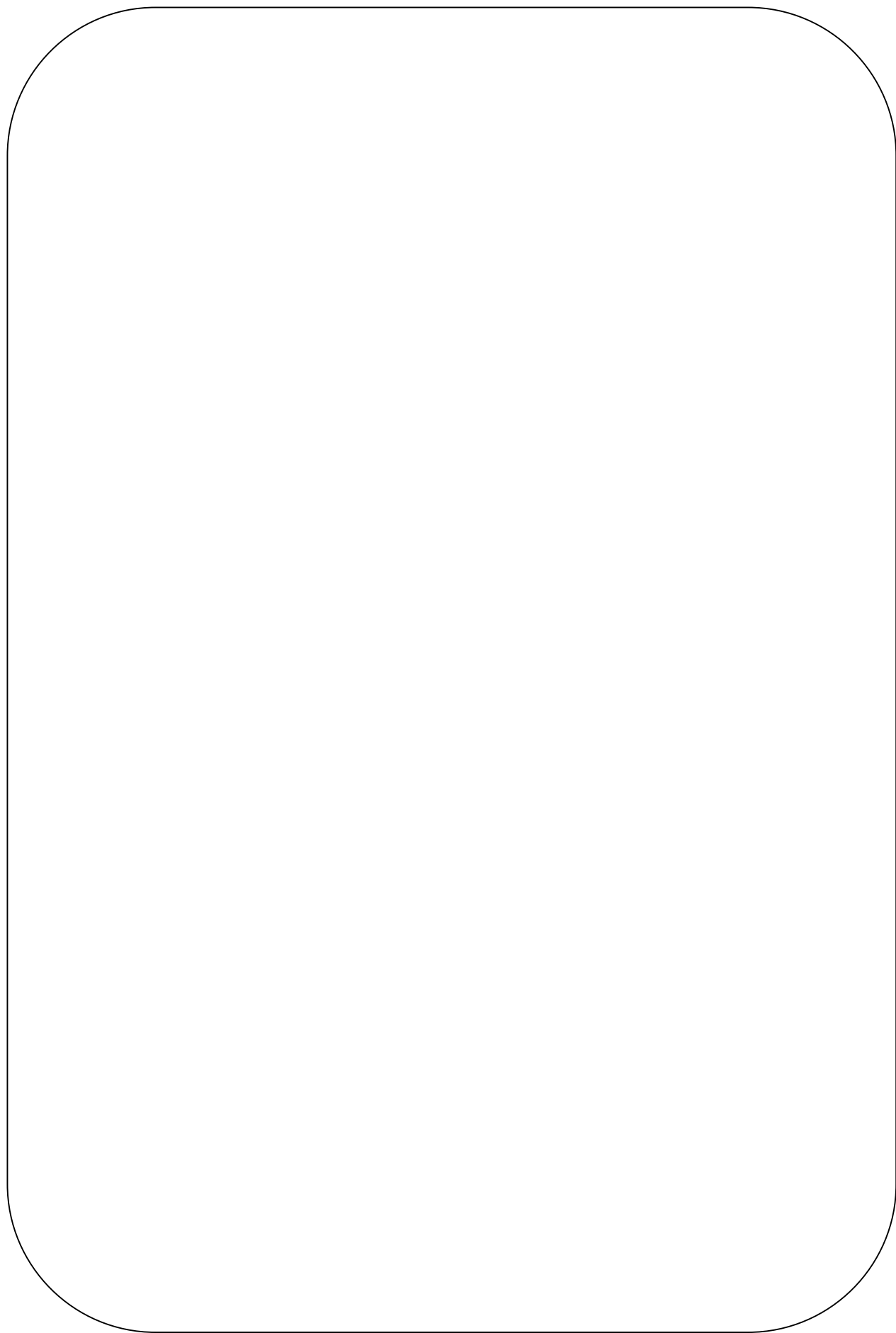
Q4 世帯主だけの収入申告だけが必要ですか？

A4 世帯主だけではなく、すべての世帯員の収入について福祉事務所に
申告する義務があります。

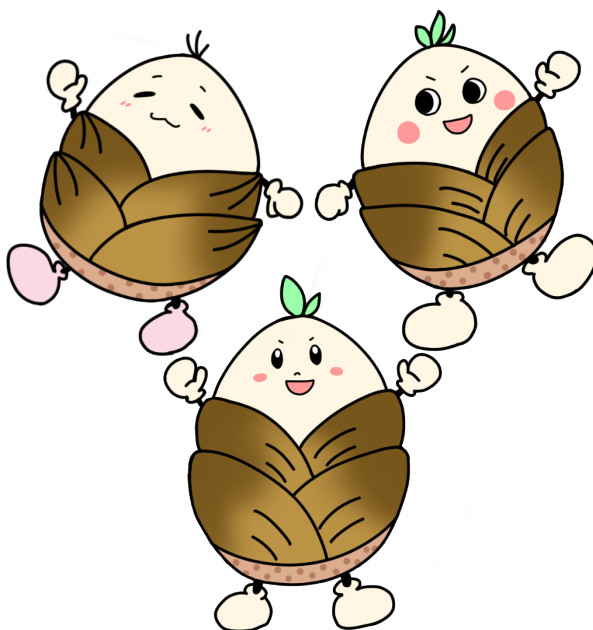
Q5 保護受給中にお金を借りてもいいですか？

A5 借金は認められません。借金をした場合、収入とみなされます。

×毛



このしおりは、生活保護の取り扱いについて、そのすべてを漏れなく説明しているものではありません。具体的な問題については、福祉事務所に相談してください。



れんらくさき
連絡先

〒617-8772 京都府向日市寺戸町小佃5番地の1

向日市福祉事務所 地域福祉課 保護援助係

TEL : 075-931-1111 、 TEL : 075-874-2564

FAX : 075-935-1346

(内線 : 302、306、308、309、310、341)

あなたの担当ケースワーカーは（ ）です。